

遠隔検査に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編
高速船規則
強化プラスチック船規則
フローティングドック規則
鋼船規則検査要領 B 編
高速船規則検査要領
（日本籍船舶用及び外国籍船舶用）
旅客船規則
内陸水路航行船規則
内陸水路航行船規則検査要領
（外国籍船舶用）

改正理由

近年、情報通信技術（ICT: Information and Communication Technology）の発展によるビジネスのデジタルイゼーションが浸透しており、ICT を活用したツール及びサービスの開発及び普及が進んでいる。

IACS において、感染症の拡大による立会検査の制約を契機に、ICT ツールを利用した遠隔検査の有用性に着目した議論が行われた。その結果、遠隔検査の品質を確保し、立会検査と同等の水準を維持する為の統一的な基準を制定することとし、船級維持検査に関する要件を定めた IACS 統一規則 Z29 を 2022 年 3 月に採択した。

今般、IACS 統一規則 Z29 に基づき、関連規定を改める。

改正内容

- (1) 用語「遠隔検査」の定義を規定する。
- (2) 鋼船規則 B 編附属書として、IACS 統一規則 Z29 の要件を規定する。
- (3) IACS 統一規則 Z29 の適用対象となる検査項目に対し、規則本文中より当該附属書を参照する旨規定する。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

1 章 通則

1.1 検査

1.1.3 船級維持検査の時期*

-3.を次のように改める。(日本籍船舶用)

-3. 臨時検査は、船級の登録を受けた船舶が、次の(1)から(6)のいずれかに該当するとき、これを行う。~~検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。~~なお、臨時検査を受けるべき時期に定期的検査を受ける場合であつて当該臨時検査の検査事項が含まれる場合には、その検査項目に対しての臨時検査は行わない。

((1)から(6)は省略)

-3.を次のように改める。(外国籍船舶用)

-3. 臨時検査は、船級の登録を受けた船舶が、次の(1)から(6)のいずれかに該当するとき、これを行う。~~検査の実施にあつては、検査員立会による検査方法に代えて、本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。~~なお、臨時検査を受けるべき時期に定期的検査を受ける場合であつて当該臨時検査の検査事項が含まれる場合には、その検査項目に対しての臨時検査は行わない。

((1)から(6)は省略)

1.3 定義

1.3.1 用語*

(26)を次のように改める。

(26) 「遠隔検査技術」とは、無人航空機又はドローン等を用い、現場において検査員が直接近づくことなく、構造の任意の部分の検査を実施できる手段である。

(29)として次の1号を加える。

(29) 「遠隔検査」とは、検査員による現場での立会検査を行わず、船舶及びその機器が本会の規則に適合していることを検証又は部分的に検証するための手順をいう。

1.5 その他

1.5.3 として次の 1 条を加える。(日本籍船舶用)

1.5.3 遠隔検査による船級検査

船級維持検査における検査の方法にあつては、検査員立会による現場での検査方法を原則とするが、附属書 1.5.3「遠隔検査による船級維持検査」の要件に従うことを条件に、通常の検査方法と異なる検査方法で行うことを認める場合がある。ただし、国際条約に規定される事項又は主管庁より指示がある場合にあつては、主管庁の了承が得られた場合に限る。

1.5.3 として次の 1 条を加える。(外国籍船舶用)

1.5.3 遠隔検査による船級検査

船級維持検査における検査の方法にあつては、検査員立会による現場での検査方法を原則とするが、附属書 1.5.3「遠隔検査による船級維持検査」の要件に従うことを条件に、検査員立会による検査方法と異なる検査方法で行うことを認める場合がある。ただし、国際条約に規定される事項又は主管庁より指示がある場合にあつては、主管庁の了承が得られた場合に限る。

附属書 1.5.3 として次の附属書を加える。

附属書 1.5.3 遠隔検査による船級維持検査

An 1 一般

An 1.1 一般

- 1. 本附属書は、遠隔検査を行うための原則及び最低限の要件について規定する。
- 2. 遠隔検査は、検査の信頼性の水準が維持され、乗船した検査員による立会検査と同等の有効性を確保できる場合に適用する。
- 3. 本附属書の規定に適合することに加えて、沿岸国の国内法規等に適合しなければならない場合があることに注意する必要がある。船主代表は、通信手段や通信インフラの選定の際に、事前に十分な確認を行わなければならない。

An 1.2 適用

- 1. 本附属書に規定する要件は、自航又は非自航船にかかわらず、すべての船舶に適用する。
- 2. 前-1.の規定に関わらず、12 章に規定する海洋構造物等の検査及び 14 章に規定する浮体式海洋石油・ガス生産、貯蔵、積出し設備に関する検査にあつては、本会が適当と認める場合、本附属書に規定する検査方法と異なる遠隔検査方法の適用を認める場合がある。

An 1.3 定義

An 1.3.1 遠隔検査

遠隔検査とは、乗船した検査員による立会検査を行わず、船舶及びその機器が本会の規則に適合していることを検証又は部分的に検証するための手順をいう。

(備考)

- (1) 乗船した検査員による立会検査とは、検査員による船上での物理的な検査立会をいう。
- (2) 検査による検証を必要としない遠隔地での船級業務（一部の管理業務等）は、遠隔検査とはみなされない。
- (3) 前(2)でいう管理業務とは、例えば証書又は記録書の訂正に伴う再発行、本会が所持する船舶の記録の更新及び図書の見直し等、検査による検証を伴わない業務をいう。

An 1.3.2 情報通信技術（ICT : Information and Communication Technology）

情報通信技術（以下、ICT）とは、遠隔検査において、情報の収集、保存、検索、処理、分析及び送信等を使用される技術をいい、ソフトウェアとハードウェアの両方を含む。

An 2 同等性に関する要件

An 2.1 一般

- 1. 遠隔検査と乗船した検査員による立会検査との同等性については次の事項を考慮しなければならない。

- (1) 遠隔検査の適格性
- (2) 検査員の資格
- (3) 遠隔検査の計画
- (4) 遠隔検査の実施
- (5) 遠隔検査の評価
- (6) 報告

-2. 同等性は、利用可能な ICT を使用し、検査員が遠隔地で次の事項を実施可能な場合に認められる。

- (1) 適用される要件により要求される確認事項の裏付けとなる証拠及び技術的証拠を入手できること
- (2) 適用される検査項目及び関連する試験を検証できること
- (3) 遠隔検査の結果は、乗船した検査員による立会検査と同等の信頼性が得られること

An 2.2 遠隔検査の適格性

-1. 遠隔検査の適格性は、An 3.1 に規定する検査の種類及び範囲に基づき決定しなければならない。ただし、船級検査の内容が条約検査に関連し、本会が主管庁に代わって条約検査を実施する場合、主管庁による了承及び指示事項に基づかなければならない。

-2. 遠隔検査は、同等性に関する要件に基づき、乗船した検査員による立会検査と同等の信頼性が確保される場合に適格であるとみなす。

-3. 遠隔検査は、一般的にライブストリーミングによる目視検査を可能とするインターネット接続により実施するが、検査員の判断により、An 2.4 に規定する遠隔検査方法を組み合わせて使用することができる。ただし、簡易又は限定的な検証の場合、その他の種類の ICT を使用することがある。

An 2.3 遠隔検査の計画

-1. 遠隔検査の計画は、遠隔検査が適用される要件に従い実施されることを保証するものでなければならない。計画の内容は、遠隔検査の範囲に従ったものとしなければならない。

-2. 検査員が遠隔検査を適切に計画し、担当者／船員と連絡を取り、適用される要件に従って検査を確実に実施するために、次に示す事項を、検査員が実施でき、本会が適当と認めることができる適切な手段を利用できるようにしなければならない。

- (1) 検査開始前及び検査中に、遠隔検査に携わる船上の担当者／船員との適切な意思疎通
- (2) 使用する ICT の手段についての合意
- (3) 遠隔検査に携わる担当者／船員が、本会が使用する遠隔検査に関連する電子機器／ソフトウェアの使用に関し、適切な技能を有していることの確認
- (4) 必要に応じ、遠隔検査に携わる担当者／船員の身分及び階級等の情報の入手
- (5) 遠隔検査の実施に携わる担当者／船員に対し、実施する試験を含む検査項目／範囲の提供
- (6) 遠隔検査実施中に、収集すべき証拠に応じた追加指示の連絡

(備考) 船上の担当者／船員

- 船上の担当者／船員の訓練及び資格は、STCW 条約で規定されており、主管庁の権限の下で定められる。
- 船舶の主管庁は、船舶の管理会社に対し、船舶の安全管理システムを更新し、

遠隔検査に従事する船員に対する特定の訓練に関する規定を含めることを要求することがある。

-3. 遠隔検査を計画するために、次のうち1つ以上の手段を設けなければならない。

(1) ライブストリーミング動画及び音声の接続

(2) データ／電子図書の交換

(3) その他本会が適当と認める手段

-4. 船主代表は、検査を安全に実施するために必要な設備を提供しなければならない。

An 2.4 遠隔検査の実施

-1. 適用される要件に従い、検査員が適切に遠隔検査を実施できるよう、検査員が次の事項を実施できる利用可能な証拠を提供しなければならない。

(1) 検査項目、検査項目群及び／又は補足資料の検証及び評価

(2) 適用する試験及び／又はサービスの検証及び評価

-2. 検査員に提供された証拠は、適用される要件に従い要求される検査の実施における完全性及び正確性の観点から、検査員による技術的評価及び最終的な了承を受けなければならない

-3. 遠隔検査を行うため、次に示す証拠のうち1つ以上を提出しなければならない。

(1) ライブストリーミング動画及び音声

(2) 船主代表が提供する録画された動画

(3) 船主代表が撮影した写真

(4) その他、本会が認めたデータ及び／又は補足資料

-4. 船主代表は、遠隔検査時に撮影されたライブストリーミング、記録動画及び静止画像を機密情報として取り扱い、遠隔検査員による遠隔検査実施を補助する目的以外に使用せず、また、本会による書面での同意なく、第三者に開示又は漏洩したり、複写、複製、改変等をしたりしないこと。

-5. 船主代表は、遠隔検査員の音声が含まれる動画を記録保管しないこと。

An 2.5 遠隔検査の評価

-1. 検査員は、受領したすべての証拠を評価し、それらを受け入れた上で、遠隔検査をクレジットするものとする。

-2. 遠隔検査に使用される手段は、関連する検査項目を十分に完了し、検査をクレジットするため、検査員の専門的な判断に従い検証される必要な証拠を収集できるものでなければならない。

-3. 検査員の専門的な判断により、遠隔検査が、乗船した検査員による立会検査と同等の信頼性を確保できないと判断された場合、検査員は当該検査項目をクレジットしないことがある。

An 3 範囲及び手順

An 3.1 範囲 – 対象とする検査項目

-1. 遠隔検査は、乗船した検査員による立会検査と同等の信頼性を確保できる場合にのみ適用する。

-2. 表 An 3.1 に示す検査項目について、乗船した検査員による立会検査に代えて、遠隔検査とすることができる。

-3. 船級検査が条約検査項目に関連しており、本会が主管庁に代わって条約検査を実施する場合、主管庁の了承が必要であり、追加の指示事項にも従わなければならない。

-4. 検査員は、遠隔検査が不十分と判断した場合、又は本会が必要と認める場合には、関連する検査項目をクレジットするために、乗船した検査員による立会検査により遠隔検査の結果の確認を要求することがある。

表 An 3.1 遠隔検査の対象となる検査項目

項目	遠隔検査の対象となる検査及び関連項目	ライブストーリーミングの 要求あり（備考参照）
1.	船級指定事項の付与、延期又は解除	○ (1)
2.	船級検査の延期	○ (1)
3.	機関継続検査又は機関計画保全検査の各項目	○ (1)
4.	船名変更による臨時検査	○ (1)
5.	アンカーの落失による臨時検査	○ (1)
6.	機関又は艀装品の軽微な損傷による臨時検査	○ (1)
7.	船体の軽微な損傷による臨時検査	○ (1)
8.	船級指定事項に該当しない軽微な欠陥／不具合のための臨時検査	○ (1)
9.	水中検査	○
10.	船級の定期的検査の特定項目（初回又は更新検査の追加特定項目を除く）、船級の 定期的検査の項目のうちの残存項目の完了を含む。	○ (1)(2)
11.	非推進／無人はしけ／ポンツーン - 船体区画の検査が必要ない年次検査	○
12.	艀装品の軽微なレトロフィット／設置／改良	○ (1)
13.	書類又はデータに基づく、初回検査／定期的検査／定期検査／臨時検査の検証及 び検査	=

備考

- (1) 表中の(1)は、本会が適当と認める場合、小規模な検査範囲であればライブストーリーミングを必要としないこと又は An 2.4 に規定する遠隔検査方法を組み合わせて使用することができることを指す。
- (2) 表中の(2)は、項目 13 に従った書類による検証が対象であることを指す。
- (3) 表中に○印のない検査については、本会が必要と認める場合、検査範囲に応じ、ライブストーリーミングが必要となる場合があることを指す。
- (4) 項目 6, 7, 8 及び 12 の「軽微」とは、前 An 2.に規定する同等性に関する要件に従い、その項目を遠隔地から検査できることを指す。

An 3.2 手順

An 3.2.1 適格性

An 2.1 の要件を参照しなければならない。

An 3.2.2 デジタル情報の品質、完全性及び正確性

-1. デジタル情報の品質の最終的な評価は、検査員の判断に委ねられる。収集したデジタル情報の内容と品質は検査員の満足するものでなければならず、また、実施した検査の完了が検査員により確認できるものでなければならない。

-2. 船主代表は、提供するデジタル情報の完全性及び正確性に責任を負わなければならない。船主代表が検査員に提出するデジタル情報は、検査対象の実際の状況を反映したものでなければならない。写真又は動画が撮影された日付及び時間は、検査員が利用できるようにするか、そのメタデータから特定できなければならない。

-3. 本会は、検査の証拠となるデジタル情報を収集及び保存しなければならない。ただし、受領した全てのデジタル情報を保存する必要はない。保存するデジタル情報は検査の

判断を裏付けるものでなければならず、その保存については検査をクレジットする検査員によって決定されなければならない。

-4. 遠隔検査は、検査をクレジットする検査員による監督及び指示の下で実施される。検査員の指示及び判断により、検査を完了するために乗船した検査員による立会検査を要求することがある。

An 3.2.3 ライブストリーミングを使用しない場合の遠隔検査の要件

-1. ライブストリーミングを使用しない場合、通信及びデジタル情報の収集は、ICT チャンネル（電子メール、データストリーム及びクラウド等）を使用して行うものとし、事前に本会の了承を得なければならない。

-2. 船主代表は、検査開始時に、船舶が検査対象船舶であることを確認しなければならない。

An 3.2.4 ライブストリーミングを使用する場合の遠隔検査の要件

-1. 船主代表は、次の事項を確保しなければならない。

(1) 船主代表が乗船し、検査対象となる区域に立ち入ることができること。

(2) 船主代表は、An 4 の要件に適合した双方向の視覚的及び聴覚的な通信手段を使用できること。

(3) ICT ソリューションが通信手段として使用でき、An 4 の要件を満たしていること。

-2. 前-1.の要件を満たすことができない場合、遠隔検査の実施を認めないことがある。

-3. 検査員は、検査開始時にライブストリーミングにより検査対象船舶であることを確認しなければならない。

An 3.3 ハードウェア及び ICT ソリューション

An 4.1 の要件を参照しなければならない。

An 3.4 接続性に関する要件

-1. 船主代表は、検査開始前にインターネットへの接続試験が実施されていることを確認し、検査時に適切な接続が利用可能であり、維持されることを確認しなければならない。

-2. ライブストリーミングによる遠隔検査を実施する場合、検査員と乗船した船主代表との間でのライブストリーミングを可能とする接続が必要となる。ライブストリーミング接続（音声及び動画）の品質は、適切なコミュニケーションを確保し、検査員が満足する遠隔検査を実施できるものでなければならない。

-3. 検査場所（例：機関室）において、検査員とのライブストリーミング接続が不可能又は継続できない場合には、検査員の判断により、部分的にオンラインシーケンス（ライブストリーミングでカバーされない項目について、船主代表がオフラインで写真又は動画を撮影することができる場合）を認めることがある。

An 4 ICT

An 4.1 一般

-1. 本 An 4.1 では、船舶からの画像の撮影、動画の記録及び／又はライブストリーミング又はその他のデータを収集可能な ICT の使用に関する最低限の要件を規定する。

-2. 本船で使用する使用機材は、船主代表が準備しなければならない。

-3. 写真や動画等の大容量データを共有するための手段については、遠隔検査の申請受領後、本会にて指定する。

-4. ハードウェア及びソフトウェアともに、十分な使用実績のある機器を選定しなければならない。

-5. 記録動画や静止画像のデータフォーマットは汎用的な形式のものとしなければならない。

-6. 記録動画や静止画像等の大容量データを共有するための手段については、本会にて指定する手段（指定アプリケーション等）を用いることを原則とする。ただし、情報セキュリティの観点から、申請者の指定する情報共有のための手段を用いる場合は、申請者は本会が受信・閲覧できる環境を提供しなければならない。

-7. 通信インフラにおいては、情報セキュリティ（データ漏洩の危険性等）の面から、十分な信頼性のあるものを選定しなければならない。

-8. リアルタイム動画を転送するための情報通信機器（スマートフォン、タブレット等）及びソフトウェア（コミュニケーション用のアプリケーション）は、情報セキュリティを十分に考慮した上で選定しなければならない。

An 4.2 ハードウェア

-1. 船主代表は、遠隔検査のために船上に設置されるすべてのハードウェアの搭載が「危険場所」に対する要件を含め、船上における使用及び場所に関する要件に適合していることを確保する責任を負わなければならない。

-2. ICT は一般に、次により構成されなければならない。

(1) 画像／データ／動画のストリーミングを受信するホストコンピュータデバイス。一般に、遠隔検査に使用するソフトウェアアプリケーションと互換性のあるラップトップ又はデスクトップコンピュータを指す。

(2) 動画／写真／データを撮影できるデジタルカメラを含む、船上のスタンドアローン機器

(3) 該当するソフトウェア／技術に対応した船上のスマートデバイス

(4) 騒音環境用のヘッドフォン、マイクなどのコミュニケーションアクセサリ（該当する場合及び必要と判断する場合）

（備考） スマートデバイスとは、スマートフォン、タブレット、コンピュータ、ウェアラブルデバイス、スマートグラス、デジタルカメラ又はネットワークに接続でき、陸上に必要なデータ／画像を転送可能なその他のデバイスをいう。

-3. ライブストリーミングに使用する通信機器は、次の最低限の機能を備えなければならない。

(1) 双方が同時に同じ画像／動画をほぼリアルタイムで視聴可能であること（すなわち、ライブストリーミング）

(2) 双方向ダイレクトボイスコミュニケーションが可能であること

(3) スクリーンショットの撮影が可能であること

-4. ライブストリーミングのために船上で携帯機器を使用する場合、携帯機器の動きが動画や画像の安定性に影響を与え、出力品質が低下する可能性があるため、必要に応じて、適切な手ぶれ防止装置を使用し、適切な安定性を確保しなければならない。

（備考）

(1) ホストコンピュータの画面は、検査の判断を行うことができるよう十分な画質で表示できるものでなければならない。

- (2) 船上の携帯機器は、意図する検査の範囲及び時間に適した電力容量を備えているものでなければならない。

An 4.3 インターネットの接続性（通信距離及び速度）

- 1. 船上におけるインターネットの接続性については、An 3.4 の規定にもよらなければならない。
- 2. 船上のスマートデバイスは、セルラー、Wi-Fi 又は衛星接続を介して、画像／動画／データを遠隔地の検査員に送信する機能を有するものでなければならない。
- 3. ライブストリーミング通信を使用する場合、インターネット接続は、検査員の満足する、遠隔の検査地とのダイレクトカラー画像／動画及び音声通信の品質（解像度、フレームレート等）を確保できる十分かつ安定した帯域幅を有していなければならない。

An 4.4 ソフトウェア及びデータセキュリティ

- 1. 遠隔検査に使用されるソフトウェアは、本会が適当と認めるものでなければならない。データのセキュリティを確保するために使用されるソフトウェアの総合的な機能及び性能は、使用前に本 An 4.4 の要件に従い、評価されなければならない。
- 2. 検査員は、一般に、ライブビデオ通話を制御し、現場の担当者／船員に指示を与え、関連情報を取得するため検査活動を監督しなければならない。船上の機器は、セルラー、Wi-Fi 又は衛星接続を介し、データを検査員に送信する機能を有するものでなければならない。
- 3. 遠隔検査を行うためのソフトウェアには、検査員の判断を支援する次の技術を備えていることがある。
- (1) 欠陥の認識と分類のための人工知能（AI : Artificial Intelligence）
 - (2) パラメータを収集し、機関及び設備の適切性／稼働状況进行评估するモノのインターネット（IoT : Internet of Things）。
 - (3) データによる検証又はその他本会が適当と認める方法
- 4. 上記のソフトウェアや技術は、その都度、本会が評価を行い適用の可否を判断するものとする。
- 5. ソフトウェア／アプリケーション及びその他の技術の使用を検討する場合、遠隔検査を開始する前に、本会の関連規定に従い、データ保護について検討しなければならない。遠隔検査を行うために使用されるソフトウェア／アプリケーションは、本項に規定する技術要件に適合するものでなければならない。使用されるソフトウェアは、次の事項に関する本会の該当する要件に適合するものでなければならない。
- (1) サイバーセキュリティ
 - (2) 送信データのデータ保護及び機密保持
- 6. 遠隔検査を行うために使用される音声／動画のソフトウェア又はアプリケーションを本会が提供しない場合、使用するソフトウェア又はアプリケーションは本会が適当と認めるものでなければならない。
- 7. 検査の準備中、船主代表は、会社の安全管理システムに従ったデータセキュリティポリシーを確保する責任を負わなければならない。
- （備考）会社の安全管理システムは、IMO 決議 MSC.428(98)、MSC-FAL.1／Circ.3 及び IACS Rec.166 を考慮すること。

An 5 検査の証拠の保管

An 5.1 証拠の保管

An 5.1.1 要求される証拠

-1. 原則として、ライブストリーミングによる動画及び音声を、遠隔検査の主要な手段として使用しなければならない。(表 An 3.1 参照)

-2. 遠隔検査では、追加及び／又は代替として、検査員が検査対象の状態を検証できるよう、検査員の要求により、次に示す証拠のうち 1 つ以上を提出又は検証の対象とすることがある。

- (1) 記録された動画及び音声
- (2) 写真
- (3) 船長又は機関長による声明書
- (4) 船舶の航海日誌
- (5) 船主代表による確認

-3. 動画と音声のライブストリーミング

ICT を用いた動画・音声のライブストリーミングは、前 An 4.の規定によらなければならない。

-4. 記録された動画及び写真

動画及び写真については、以下の情報が得られるものでなければならない。

- (1) 船主代表によって、実際に船内で撮影されたものであることが確認できるもの
- (2) 撮影された日時
- (3) 証拠の撮影を担当する担当者／船員の身元

-5. 船長又は機関長による声明書

船主代表から提供された動画／写真については、検査対象の状態を確認する船長／機関長によって署名された声明書により補足することができる。検査員による遠隔検査の最終評価は、提供された全ての証拠に基づくものであり、船長／機関長の声明書のみに責任を委ねるものではない。

-6. 航海日誌

船長は、次の場合に航海日誌に記入し、検査員の要求に応じ、関連ページの写しを提出しなければならない。

- (1) 検査員による遠隔検査を行う場合
- (2) 動画／写真を撮影し、船長／機関長の声明書及び必要に応じ追加の書類を検査員に提出する場合

-7. 船主代表による確認

船主代表又は船長は、検査対象の状態に関連する情報及び証拠（ある場合）の正確性及び完全性を確認しなければならない。この確認された情報及び証拠は、検査申込書に含めることができる。

An 5.1.2 証拠の保持又は保管

-1. 船主代表又は船長から提出された証拠は、次を含む事項を考慮して本会の手続きに従って保持又は保管されなければならない。

- (1) 保持又は保管すべき証拠の種類
- (2) 保持又は保管すべき期間及び場所

-2. 本会は、検査員が必要と認めた場合を除き、ライブストリーミングの動画又は音声
を証拠として記録又は保存することを要しない。

An 5.1.3 その他の補足文書

-1. 検査員は、船主代表又は船長に対し、船舶の整備報告書、機関及び設備の運転記録
並びに製造者、サービス供給者又はサービス提供者により発行されたサービス報告書等の
補足書類の提出を要求することがある。

-2. 検査員は、補足文書が適切に作成され、検査の対象とする船舶に向けて発行されて
いることを確認しなければならない。ただし、当該補足文書を証拠として保持又は保管す
ることを要しない。

「高速船規則」の一部を次のように改正する。

2 編 船級検査

1 章 通則

1.1 検査

1.1.3 を次のように改める。(日本籍船舶用)

1.1.3 臨時検査*

臨時検査は、船級の登録を受けた船舶が、その定期的検査又は機関計画検査の時期以外の時期に次の(1)から(6)のいずれかに該当するとき、これを行う。おのおの場合に応じ、必要な事項について検査又は試験あるいは調査を行い検査員が満足する状態にあることを確認する。臨時検査を受けるべき時期に中間検査又は定期検査を繰上げて当該指定事項を含めて受検したときは、臨時検査は行わない。~~検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。~~

((1)から(6)は省略)

1.1.3 を次のように改める。(外国籍船舶用)

1.1.3 臨時検査*

臨時検査は、船級の登録を受けた船舶が、その定期的検査又は機関計画検査の時期以外の時期に次の(1)から(6)のいずれかに該当するとき、これを行う。おのおの場合に応じ、必要な事項について検査又は試験あるいは調査を行い検査員が満足する状態にあることを確認する。臨時検査を受けるべき時期に中間検査又は定期検査を繰上げて当該指定事項を含めて受検したときは、臨時検査は行わない。~~検査の実施にあつては、検査員立会による検査方法に代えて、本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。~~

((1)から(6)は省略)

1.3 として次の 1 節を加える。(日本籍船舶用)

1.3 その他

1.3.1 遠隔検査による船級検査

船級維持検査における検査の方法にあつては、検査員立会による現場での検査方法を原則とするが、鋼船規則 B 編附属書 1.5.3「遠隔検査による船級維持検査」の要件に従うことを条件に、通常の検査方法と異なる検査方法で行うことを認める場合がある。ただし、国際条約に規定される事項又は主管庁より指示がある場合にあつては、主管庁の了承が得られた場合に限る。

1.3 として次の 1 節を加える。(外国籍船舶用)

1.3 その他

1.3.1 遠隔検査による船級検査

船級維持検査における検査の方法にあつては、検査員立会による現場での検査方法を原則とするが、鋼船規則 B 編附属書 1.5.3「遠隔検査による船級維持検査」の要件に従うことを条件に、検査員立会による検査方法と異なる検査方法で行うことを認める場合がある。ただし、国際条約に規定される事項又は主管庁より指示がある場合にあつては、主管庁の了承が得られた場合に限る。

「旅客船規則」の一部を次のように改正する。

2 編 船級検査

1 章 通則

1.5 その他

1.5.2 として次の 1 条を加える。(外国籍船舶用)

1.5.2 遠隔検査による船級検査

船級維持検査における検査の方法にあつては、検査員立会による現場での検査方法を原則とするが、鋼船規則 B 編附属書 1.5.3「遠隔検査による船級維持検査」の要件に従うことを条件に、検査員立会による検査方法と異なる検査方法で行うことを認める場合がある。ただし、国際条約に規定される事項又は主管庁より指示がある場合にあつては、主管庁の了承が得られた場合に限る。

「内陸水路航行船規則」の一部を次のように改める。

2 編 船級検査

1 章 通則

1.3 定義

1.3.1 用語*

(13)として次の1号を加える。(外国籍船舶用)

(13) 「遠隔検査」とは、検査員による現場での立会検査を行わず、船舶及びその機器が本会の規則に適合していることを検証又は部分的に検証するための手順をいう。

1.4 検査の準備その他

1.4.7として次の1条を加える。(外国籍船舶用)

1.4.7 遠隔検査による船級検査

船級維持検査における検査の方法にあつては、検査員立会による現場での検査方法を原則とするが、鋼船規則 B 編附属書 1.5.3「遠隔検査による船級維持検査」の要件に従うことを条件に、検査員立会による検査方法と異なる検査方法で行うことを認める場合がある。ただし、国際条約に規定される事項又は主管庁より指示がある場合にあつては、主管庁の了承が得られた場合に限る。

1.1.3 船級維持検査の時期*

-3.を次のように改める。(外国籍船舶用)

-3. 臨時検査は、船級の登録を受けた船舶が、次の(1)から(6)のいずれかに該当するとき、これを行う。~~検査の実施にあつては、検査員立会による検査方法に代えて、本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。~~なお、臨時検査を受けるべき時期に定期的検査を受ける場合であつて当該臨時検査の検査事項が含まれる場合には、その検査項目に対しての臨時検査は行わない。

- (1) 船体もしくは機関の要部又は本会の検査を受けた重要な艤装品、装置若しくは備品に損傷を生じたとき、又はこれを修理、変更、もしくは改造しようとするとき
- (2) 満載喫水線を変更し、又はこれを標示する必要が生じたとき
- (3) 復原性に影響を及ぼすような変更を船舶に加えようとするとき
- (4) 船舶の所有者から検査の申込みがあつたとき
- (5) 本規則に定める要件のうち、遡及して適用される要件に適合していることを確認するとき
- (6) その他検査を行う必要があるとき

「強化プラスチック船規則」の一部を次のように改正する。

2 章 検 査

2.4 として次の 1 節を加える。(日本籍船舶用)

2.4 その他

2.4.1 遠隔検査による船級検査

船級維持検査における検査の方法にあつては、検査員立会による現場での検査方法を原則とするが、鋼船規則 B 編附属書 1.5.3「遠隔検査による船級維持検査」の要件に従うことを条件に、通常の検査方法と異なる検査方法で行うことを認める場合がある。ただし、国際条約に規定される事項又は主管庁より指示がある場合にあつては、主管庁の了承が得られた場合に限る。

2.4 として次の 1 節を加える。(外国籍船舶用)

2.4 その他

2.4.1 遠隔検査による船級検査

船級維持検査における検査の方法にあつては、検査員立会による現場での検査方法を原則とするが、鋼船規則 B 編附属書 1.5.3「遠隔検査による船級維持検査」の要件に従うことを条件に、検査員立会による検査方法と異なる検査方法で行うことを認める場合がある。ただし、国際条約に規定される事項又は主管庁より指示がある場合にあつては、主管庁の了承が得られた場合に限る。

「フローティングドック規則」の一部を次のように改正する。

2 章 船級検査

2.5 として次の 1 節を加える。(日本籍船舶用)

2.5 その他

2.5.1 遠隔検査による船級検査

船級維持検査における検査の方法にあつては、検査員立会による現場での検査方法を原則とするが、鋼船規則 B 編附属書 1.5.3「遠隔検査による船級維持検査」の要件に従うことを条件に、通常の検査方法と異なる検査方法で行うことを認める場合がある。ただし、国際条約に規定される事項又は主管庁より指示がある場合にあつては、主管庁の了承が得られた場合に限る。

2.5 として次の 1 節を加える。(外国籍船舶用)

2.5 その他

2.5.1 遠隔検査による船級検査

船級維持検査における検査の方法にあつては、検査員立会による現場での検査方法を原則とするが、鋼船規則 B 編附属書 1.5.3「遠隔検査による船級維持検査」の要件に従うことを条件に、検査員立会による検査方法と異なる検査方法で行うことを認める場合がある。ただし、国際条約に規定される事項又は主管庁より指示がある場合にあつては、主管庁の了承が得られた場合に限る。

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

B1 通則

B1.1 検査

B1.1.3 船級維持検査の時期

-11.を削る。(日本籍船舶用)

~~11. 規則 B 編 1.1.3-3.にいう、「本会が適当と認める検査方法」とは、通常検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。~~

-11.を削る。(外国籍船舶用)

~~11. 規則 B 編 1.1.3-3.にいう、「本会が適当と認める検査方法」とは、検査員立会による検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。~~

-12.を-11.に改める。

~~12.~~ 規則 B 編 1.1.3-3.(6)にいう「その他検査を行う必要があるとき」とは、例えば、プロペラ軸軸受にころがり軸受を採用する旋回式推進装置において、温度計測装置及び温度記録装置に代えて用いる振動計測装置又は鉄粉濃度測定装置の計測データにより異常が認められた場合をいい、この場合、速やかに本会に報告し、その指示によって臨時検査を受けること。

「高速船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 編 船級検査

1 章 通則

1.1 検査

1.1.3 を次のように改める。(日本籍船舶用)

1.1.3 臨時検査

~~1. 規則 2 編 1.1.3 にいう、「本会が適当と認める検査方法」とは、通常の検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。~~

~~2.~~ 規則 2 編 1.1.3(5)に該当する臨時検査については、次による。
((1)から(3)は省略)

1.1.3 を次のように改める。(外国籍船舶用)

1.1.3 臨時検査

~~1. 規則 2 編 1.1.3 にいう、「本会が適当と認める検査方法」とは、検査員立会による検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。~~

~~2.~~ 規則 2 編 1.1.3(5)に該当する臨時検査については、次による。
((1)から(3)は省略)

「内陸水路航行船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 編 船級検査

1 章 通則

1.1 検査

1.1.3 船級維持検査の時期

-10.を削る。(外国籍船舶用)

~~10. 規則 2 編 1.1.3 3.にいう、「本会が適当と認める検査方法」とは、検査員立会による検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。~~

-11.を-10.に改める。(外国籍船舶用)

~~10.~~規則 2 編 1.1.3-3.(6)にいう「その他検査を行う必要があるとき」とは、例えば、プロペラ軸軸受にころがり軸受を採用する旋回式推進装置において、温度計測装置及び温度記録装置に代えて用いる振動計測装置又は鉄粉濃度測定装置の計測データにより異常が認められた場合をいい、この場合、速やかに本会に報告し、その指示によって臨時検査を受けること。